

第 11 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 11 月 24 日（金）13 時 30 分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館 3 階 会議室 2

3. 出席委員 13 人

会長 1 番 内海 武博

会長職務代理者 2 番 作田 博 3 番 折元 文則

4 番 日南田貴美 5 番 宮丸 和也 7 番 鈴木 義昭

8 番 石井 裕士 9 番 島津 健治 10 番 上野 悟

11 番 桜井 陽子 12 番 得納 逸二 13 番 立石 浩一

14 番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 6 番 安井 弘之

5. 議事録署名委員の指名 11 番 桜井 陽子 12 番 得納 逸二

6. 議事日程

第 1 付議事項

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（10 件 22 筆）

議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件 1 筆）

議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（1 件 4 筆）

議案第 50 号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について

第 2 報告事項

（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

（2）農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

（3）非農地証明申請について（2 件 2 筆）

（4）農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について

（5）農業相談について

第 3 連絡事項

（1）今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容（議長 1 番 内海 武博）（開会 13 時 29 分）

事務局 はい、すみません。定刻となりましたので総会を開会いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 （会長挨拶：省略）

議長 はい、それでは第 11 回農業委員会総会を開会します。現在の在任委員は 14 人で、本日の出席委員は 13 人、欠席の報告が、6 番安井委員さんよりありました。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立します。本日の総会議事録署名者は、11 番 桜

井 陽子委員さん 12 番 得納 逸二委員さんをお願いをいたします。

(報告事項)

議長 それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)
「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めま
す。

事務局 報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
4件8筆報告

(付議事項)

議長 次に付議事項に入りますが、推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局
からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたい
と思います。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしま
すので、よろしくお願いします。

(議案第 47 号)

議長 それでは、議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
10 件 22 筆を議題といたします。

議長 1 件目につきましては、■■■■委員さんが関係者となるため、退席をしていただ
くようお願いいたします。

(■■■■委員退室 13 時 34 分)

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 1 ページをご覧ください。議案第 47 号「農地法第 3
条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受入)	現地調査委員	現況地目	面積
■■■■	■■■■	(渡) 高齢で耕作困難となったため。 (受) 経営規模を拡大するため。	黒木啓 勝見 藤高	田 1 筆	2,474 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 相続により農地を取得したが、農 業経験もなく、作業が困難なため。 (受) 経営規模を拡大するため。	黒木啓 勝見 藤高	田 1 筆	1,298 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 町外へ転出する予定であり、今 後の管理が困難となるため。 (受) 法人の構成員であり所有権を得て 安定した経営を行うため。	黒木啓 勝見 藤高	田 1 筆 畑 1 筆	2,339 m ²

		(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難なため。 (受) 居住地の隣接地であり、耕作に便利なため。	藤高 勝見 黒木啓	田 2 筆	2,346 m ²
		(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難で譲受人から申し入れがあったため。 (受) 居住地の隣接地であり、耕作に便利なため。	行吉 勝見 黒木啓	田 1 筆 畑 1 筆	923 m ²
		(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難なため。 (受) 既存経営地の隣接地であり、耕作に便利なため。	行吉 勝見 黒木啓	田 1 筆	2,237 m ²
		(渡) 農業経験がなく、耕作が困難なため。 (受) 既存経営地の隣接地であり、耕作に便利なため。	小池栄 小池要 松田	畑 2 筆	498 m ²
		(渡) 体の調子が悪く、耕作管理が困難であるため。 (受) 経営規模を拡大するため。	小池栄 小池要 松田	田 1 筆	1,037 m ²
		(渡) 高齢で耕作困難となり、農業後継者もいないため。 (受) 経営規模を拡大のため、居住地からも近いので購入する。	山口 後藤 下原	田 9 筆	11,302 m ²
		(渡) 高齢で農業も無理があるため財産処分したい。 (受) 世羅町に永住して、自給自足を目標に農業を行うため。	山口 後藤 下原	畑 1 筆	1,263 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、11 月 11 日(土)に藤高委員それから勝見委員と現地の確認を行っております。先ほど説明がありましたように、当該農地は■■■■■の方が作られておりまして、そのまま継続という形で何も問題なしと判断をしております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 委員さんの入室を求めます。

(委員入室 13時37分)

議長 次の方の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目・3 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目・3 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員　はい、2 件目・3 件目とも 11 月 11 日 15 時 30 分以降に確認を行っております。確認委員は勝見委員それから藤高委員です。どちらも農地は耕作されており、ここへ書かれている譲受人の方で、耕作は行われております。3 件目は、[REDACTED] が利用権設定で耕作されておりました。今後ともそのまま継続されるということです。特に問題はないと判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長　ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の方の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 4 件目について朗読説明。)

議長 はい、4件目について藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員 はい、報告させていただきます。11月11日午後4時ごろ現地を確認させていただきました。推進委員3名であります。申請地につきましては、既に取り入れが終わりまして、耕耘してある状況でありました。申請地はすでに[REDACTED]が利用権を設定され、耕作されているということで、それを引き継いでの売買ということであります。その他気になる点はありません。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。
事務局 (議案集により 5 件目・6 件目について朗読説明。)

議長 はい、5 件目・6 件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員 では、報告します。推進委員行吉が、[]の件で報告します。11 月 18 日 3 時より、黒木委員、勝見委員の 3 名で現地確認を行いました。現地は [] []を []の方向へ行って、 []を左に 50 メートル位入った、右側と左側に小さい畑があります。どちらも耕作をされております。新しく []が耕作されるということで、3 名の意見では問題はないということでした。審議の程お願いします。もう 1 件目が同じく 11 月 18 日に 3 時より現地確認を 3 名で行いました。 []を右に。今度は右に 50 メートル位入った、左の田圃でございます。これも耕作されています。 []が続いて耕作されるということです。3 人の意見では問題ないということでした。審議の程お願いします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。
事務局 (議案集により 7 件目・8 件目について朗読説明。)

議長 はい、7 件目・8 件目について小池栄治委員さんより報告をお願いします。

小池栄委員 はい、7 件目に関しては、11 月 16 日 9 時 20 分に現地調査委員 3 名で現地確認をしました。申請地については、草刈管理がされていまして。その他、特に気になる点はありません。以上確認した事を報告します。続いて 8 件目 [] []なのですが、11 月 16 日 9 時 50 分に現地調査委員 3 名で現地確認をしました。申請地については、今年も水稻の作付けがされ、草刈管理もされていまして。その他、特に気になる点はありません。以上確認した事を報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 （議案集により 9 件目・10 件目について朗読説明。）

議長 それでは、9 件目・10 件目について山口委員さんより報告をお願いします。

山口委員 はい、まず 9 件目ですけれども、11 月 18 日の午後 1 時半から後藤委員、下原委員と 3 名で確認を行ってます。全ての圃場について、既に刈取りが終了した後の荒起しがされており、適正に管理がされておりました。また、先ほどありましたように、以前から■■■■■が耕作されてますので、引き続き、適正に耕作されると思いますので、問題はないと思っております。引き続いて 10 件目ですけれども、同じく 11 月 18 日午後 2 時頃に 3 名で確認を行っております。圃場、確認しましたところ、草刈等、適正に管理されてましたので、これからでもですね、適正に管理されるのではないかと考えております。そういうことで特に問題はありません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

（推進委員退室）

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 48 号）

議長 続きまして、議案第 48 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」（1 件 1 筆）を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 50 ページをご覧ください。議案第 48 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。（以下議案集により朗読説明）

（議案第 48 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」）の内容

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■■	畑 1 筆 31 m ²	墓地	柳島 宮迫 村田	第 2 種農地 農用地区域外

事務局からは以上です。

事務局 （議案集により 1 件目について朗読説明。）

議長 はい、1 件目について柳島委員さんより報告をお願いします。

柳島委員 はい、失礼します。賀茂地区を担当しております、柳島でございます。先程

の申請の土地につきまして、先般 11 月 16 日（木）午後 1 時より、私、村田委員、宮迫委員 3 名で現地確認を実施いたしました。申請の土地については 20 センチの盛り土を行い、墓地を施行の予定です。土砂の流出対策としてブロック積みの擁壁を設けられます。日照通風につきましては、墓地であり周辺農地への影響は特にはないと思われます。用水については必要としませんし、汚水も発生いたしません。雨水は自然流下しますが、転用面積がわずかで周囲の農地への影響はないと思われます。以上確認いたしましたので、ご報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

（推進委員退室）

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 49 号）

議長 続きまして、議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」（1 件 4 筆）を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 61 ページをご覧ください。議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。（以下議案集により朗読説明）

（議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」）の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■■■■■■	田 4 筆 926 m ²	駐車場	黒木啓 勝見 藤高	第 2 種農地 農用地区域外

事務局からは以上です。

事務局 （議案集により 1 件目について朗読説明。）

議長 はい、1 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、11 月 11 日、勝見委員、藤高委員と現地の確認を行っております。中に写真がありますように、現在もう駐車場として、手前部分が使われておりますけれども、それを拡張するということで、その他の農地への影響、それから排水等の問題もなしと判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 50 号)

議長 続きまして、議案第 50 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められております。この件について世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課の年宗です。よろしくお願いいたします。それでは、議案第 50 号の「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」説明させていただきます。お手元の資料 2 ページの「世羅農業振興地域整備計画変更理由書」が内容となっております。農用地区域から除外するものは 13 件 19 筆で、除外理由の内訳は、太陽光パネル発電設備設置 8 件、墓地設置 1 件、非農地 4 件、面積の合計は 22,628 ㎡でございます。4 ページをお開きください。申請箇所別に説明をいたします。なお、今回申請の内 4 カ所については、7 月にも総会にて説明させていただきましたが、県との協議の中で、申請を取り下げたため、再度申請しているものも含まれます。

(以下議案集により朗読説明)

当該農地	面積	理由
大字赤屋字妙見 735-5	64 ㎡	非農地
大字伊尾字桑原 705-3 の一部	161 ㎡	墓地
大字川尻字小井手 442-3	140 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字川尻字小井手 443-1、443-2	2,012 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字川尻字小井手 486-6、486-7	986 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字川尻字小井手 504-1	294 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字川尻字小井手 505-1、505-2、505-3	1,129 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字安田字ヒルガソウ 10703-1	14,190 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字津口字湯船 1443、1449-2	2,910 ㎡	太陽光パネル発電設備設置
大字西神崎字末久 127-3	32 ㎡	非農地
大字西神崎字末久 132	71 ㎡	非農地

大字重永字道免 627-2	337 m ²	非農地
大字山中福田字山陰谷 3484-2、3485-2	302 m ²	太陽光パネル発電設備設置

今回除外いたしますものについては、農振法第 13 条第 2 項の全ての要件を満たしております。以上、世羅農業振興地域整備計画変更の案件でございます。これで説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると回答するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に回答するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくお願いいたします。

(議長交代 2 番 作田 博)

(14 時 07 分)

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」 5 件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」 2 件報告

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(4)「農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について」 1 件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(5)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(5)「農業相談について」 1 件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 はい、それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項（１）「今後の日程」連絡。
議長 ありがとうございました。そのほか何かありますか。
議長 これを持ちまして第 11 回世羅町農業委員会総会を終了いたします。
(閉会 14 時 24 分)